

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額通知書（納税義務者用）の見方

①【所得】
 前年1月から12月までの収入金額です。
 (例) 令和8年度の所得額は、令和7年1月から12月までの収入額を基に計算しています。

③【課税標準】
 ①から②を引いた課税対象となる所得額です。

お問い合わせの際は宛名番号欄の2段目の番号をお知らせください。

年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入 給与所得 (所得金額調整控除後) その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 特定親族特別 基礎	課税標準	総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引
所得控除	総所得金額①		所得控除合計②	所得割額④			

市民税	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	森林環境税額⑧	特別徴収税額⑨	控除不足額⑩	既充当・既委託納付額⑪	既納付額⑫	差引納付額(⑨-⑫-⑩)⑬	変更前税額⑬	増減額(⑨-⑬)
県民税	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	森林環境税額⑧	特別徴収税額⑨	控除不足額⑩	既充当・既委託納付額⑪	既納付額⑫	差引納付額(⑨-⑫-⑩)⑬	変更前税額⑬	増減額(⑨-⑬)

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)

受給者番号	氏名	指定番号
住所		宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の確定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります)提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分取消しの執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分取消しの訴えを提起することができます。

問合せ先 総務部市民税課 0225-95-1111(内線3092~3098)

【摘要】
 「住宅ローン控除」などの住宅借入金特別税額控除額、「ふるさと納税」など寄附金税額控除額がある場合は、それぞれの税額控除額(市民税・県民税分)の合計額が記載されます。

②【所得控除】
 ①の総所得金額から控除される金額です。

【人的控除の内訳】
 該当する場合は、「*」印または人数が記載されます。

④ ③から計算した市民税・県民税の所得割額です。
 ⑤ ④から控除できる金額です。
 税額控除には配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、寄附金税額控除、調整控除の合計額が記載されます。
 ⑥ 税額控除後の市民税・県民税の所得割額です。
 ⑦ 市民税・県民税の均等割額です。
 ⑧ 森林環境税の税額です。
 ⑨ 対象年度の特別徴収税額の合計です。
 ⑩ 所得割額から控除しきれなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の金額です。
 ⑪ 市民税・県民税へ既に充当した金額です。
 ⑫ 既に納付いただいている金額です。
 ⑬ 変更前の税額です。

特別徴収により納入していただく毎月の税額です。